

資料2

第1回徳島県児童相談所あり方検討委員会

<資料>

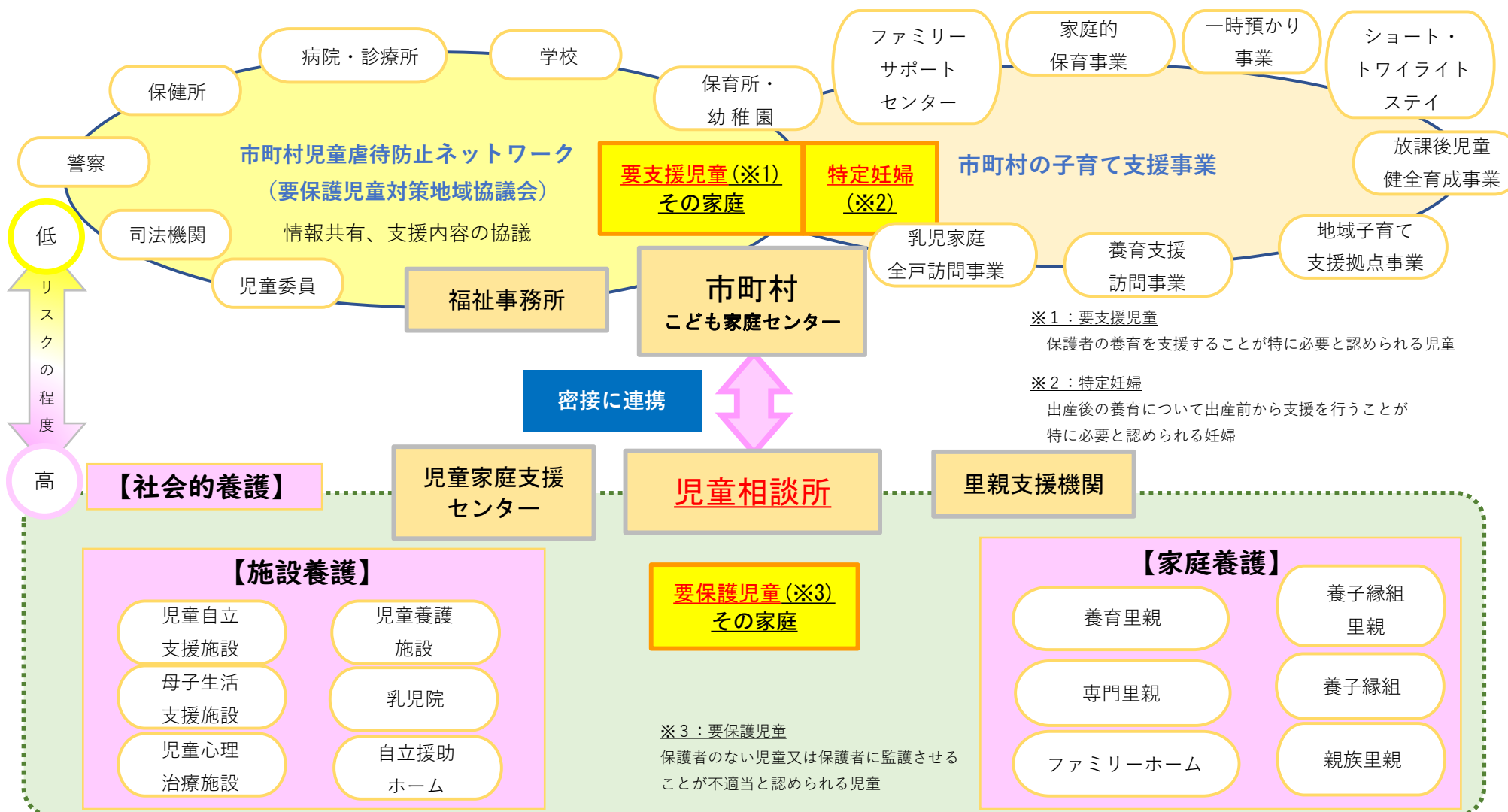
目 次

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 地域のこども家庭支援体制 | 1 |
| 2 | 児童相談所の概要 | 5 |
| 3 | 児童相談対応の内訳と現状 | 8 |
| 4 | 児童虐待相談対応件数 | 9 |
| 5 | 児童福祉司等専門職員の配置等について | 14 |
| 6 | 一時保護所の現状 | 15 |
| 7 | 児童福祉関係施設 | 18 |
| 8 | 改正児童福祉法について | 19 |

1 地域のこども家庭支援体制

○児童相談所は、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、こどもに関する家庭その他からの相談に応じ、こどもが有する問題又はこどもの真のニーズ、こどもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々のこどもや家庭に最も効果的な援助を行い、もってこどもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として都道府県、指定都市に設置される行政機関。

○児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援の一連として繋がるものであり、密接に連携。



徳島県・市町村における相談・支援機関

- 市町村には、家庭等への相談や支援を行う機関として、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）がある。県には、児童相談所、児童家庭支援センターがある。
- 市町村は、全ての家庭・こどもへの支援に対応し、都道府県はより専門的な知識を要する家庭・こどもへの対応を行う。

市町村

子育て世代 包括支援センター (23カ所)

○ 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とし、保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるように、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う。

【具体的な業務内容】

- ①妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ②妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
- ③支援プランの策定
- ④保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

子ども家庭 総合支援拠点 (20カ所)

○ コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、すべてのこどもと家庭及び妊婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

【具体的な業務内容】

- ①こども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）
- ②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、児童相談所による指導措置の委託を受けて市町村が行う指導）
- ③関係機関との連絡調整
- ④その他の必要な支援

県

児童相談所 (3カ所)

○ 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、市町村間の連絡調整、情報提供等必要な援助を行う。

【具体的な業務内容】

- ①市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ②相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえたこどもや家族に対する援助決定）
- ③一時保護
- ④措置（在宅指導、児童養護施設等の入所措置、里親委託など）

児童家庭支援センター (2カ所)

○ 児童に関する家庭その他から、専門的な知識及び技術を必要とする相談に応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ技術的助言その他必要な援助等を行う。

【具体的な業務内容】

- ①虐待や非行等、こどもの福祉に関する問題につき、こども、ひとり親家庭その他からの相談に応じ、必要な助言を行う。
- ②児童相談所からの委託を受けて、施設入所までは要しないが、要保護性があり、継続的な指導が必要なこども及びその家庭についての指導を行う。
- ③こどもや家庭に対する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、児童福祉施設、学校等関係機関との連絡調整を行う。

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）

市区町村

都道府県

低

リスクの程度

高

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援を実施
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・支援プランの策定

同一の担当機関が、2つの機能を担い一体的に支援を実施
 ※ただし、大規模市部等では、それぞれ別の担当機関が機能を担い、適切に情報を共有しながら、子どもの発達段階や家庭の状況等に応じて支援を継続して実施

要保護児童対策地域協議会

○関係機関が情報を共有し、連携して対応

- 保健機関
- 医療機関
- 地域子育て支援拠点・児童館
- 保育所・幼稚園
- 利用者支援機関
- 学校・教育委員会

市区町村子ども家庭総合支援拠点

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整
 - 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、児童相談所の指導措置委託を受けて市区町村が行う指導
 - 関係機関との連絡調整
 - ・実施主体は市区町村（業務の一部委託可）
 - ・複数の市区町村による共同設置可
- 支援拠点が調整機関の担当機関を担うことで、支援の一体性、連続性を確保し、児童相談所との円滑な連携・協働の体制を推進
- その他の必要な支援
 - ・一時保護又は措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援 他

要保護児童対策調整機関

- ・責任をもって対応すべき支援機関を選定
 - 担当機関が中心となって支援方針・計画を作成
- ・支援の進行状況確認等を管理・評価
- ・関係機関間の調整、協力要請 等

役割分担・連携を図りつつ、常に協働して支援を実施

児童相談所（一時保護所）

- 相談、養育環境等の調査、専門診断等（児童や家族への援助方針の検討・決定）
- 一時保護、措置（里親委託、施設入所、在宅指導等）
- 市区町村援助（市区町村相互間の連絡調整、情報提供等必要な援助） 等

- 民生児童委員
- 民間団体
- 里親
- 乳児院
- 児童相談所
- 児童養護施設
- 弁護士会
- 児童心理治療施設
- 警察



※ 子育て世代包括支援センターや市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置に当たっては、同一機関が2つの機能を担うなどの設置方法を含め、各市区町村の母子保健及び子ども家庭相談の体制や実情に応じて検討すること。

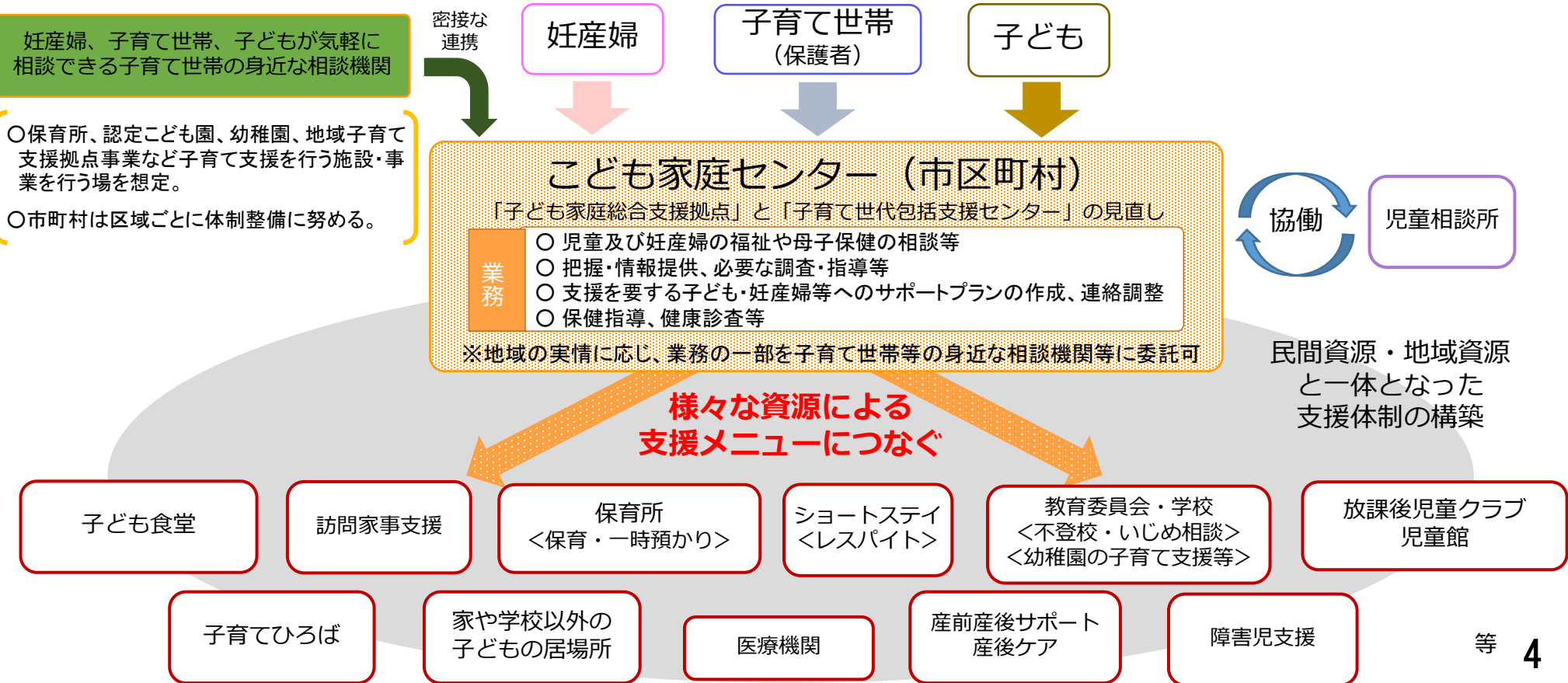
こども家庭センターの設置とサポートプランの作成

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

- この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ



2 児童相談所の概要

(1) 沿革

| 年 | 月 | 日 | 事 項 | |
|----|------|------|-----|--|
| 平成 | 4 . | 11 . | 22 | 徳島市昭和町5丁目に新庁舎竣工により児童相談所移転 |
| | 17 . | 4 . | 1 | 中央児童相談所と南部児童相談所(南部総合県民局 保健福祉環境部 児童相談担当)の二所に分割 |
| | 18 . | 4 . | 1 | 中央児童相談所と南部児童相談所(南部総合県民局 保健福祉環境部 児童相談担当)及び西部児童相談所(西部総合県民局 保健福祉環境部 児童相談担当)の三所に分割 |
| | 21 . | 4 . | 1 | 中央児童相談所と女性支援センターが組織改正で統合され、「こども女性相談センター」として発足。総務課, 児童相談課, 判定課, 女性支援課の4課体制となる。 |
| | 22 . | 4 . | 1 | 南部・西部児童相談所にそれぞれ「女性支援センター」が設置され, 中央・南部・西部こども女性相談センターに名称が変更された。 |

(2) 管内状況等

| 区 分 | 中央こども女性 相談センター | 南部こども女性 相談センター | 西部こども女性 相談センター |
|---|---|---|--|
| 所 在 地 | 〒770-0942 徳島市昭和町5丁目5-1 | 〒774-0011 阿南市領家町野神319 (南部総合県民局阿南庁舎内) | 〒777-0005 美馬市穴吹町穴吹字明連23 (西部総合県民局美馬保健所庁舎内) |
| 管 轄 区 域 (合 計) 8市8郡 (15町1村) | 徳島市・鳴門市・小松島市・ 吉野川市・阿波市 勝浦郡(勝浦町・上勝町) 名東郡(佐那河内村) 名西郡(石井町・神山町) 板野郡(松茂町・北島町・ 藍住町・板野町・上板町) 5市4郡(9町1村) | 阿南市 那賀郡(那賀町) 海部郡(牟岐町・美波町・海陽町) 1市2郡(4町) | 美馬市・三好市 美馬郡(つるぎ町) 三好郡(東みよし町) 2市2郡(2町) |
| 人 口 (合計697,733人) | 538,182人 (77.1%) | 90,871人 (13.0%) | 68,680人 (9.9%) |
| 児 童 人 口 (合計90,357人) | 70,725人 (78.3%) | 11,767人 (13.0%) | 7,865人 (8.7%) |
| 面 積 (合計4,146.99km ²) | 1,241.85km ² (29.9%) | 1,499.26km ² (36.2%) | 1,405.88km ² (33.9%) |

注) 人 口 : 令和5年4月1日現在の推計人口(県統計データ課調)
 児童人口 : 令和5年4月1日現在の18歳未満人口(県統計データ課調)
 面 積 : 令和5年10月1日(国土地理院調)

所管区域図



3 児童相談対応の内訳と現状

(1) 相談対象

基本的には18歳未満の子どもに関する相談

(2) 相談の種類と主な内容

養護相談 : 保護者の病気、死亡、家出、離婚などで子どもを家庭で養育できないとき、児童虐待相談

障がい相談 : 知的発達の遅れ、肢体不自由、発達障がい等の相談

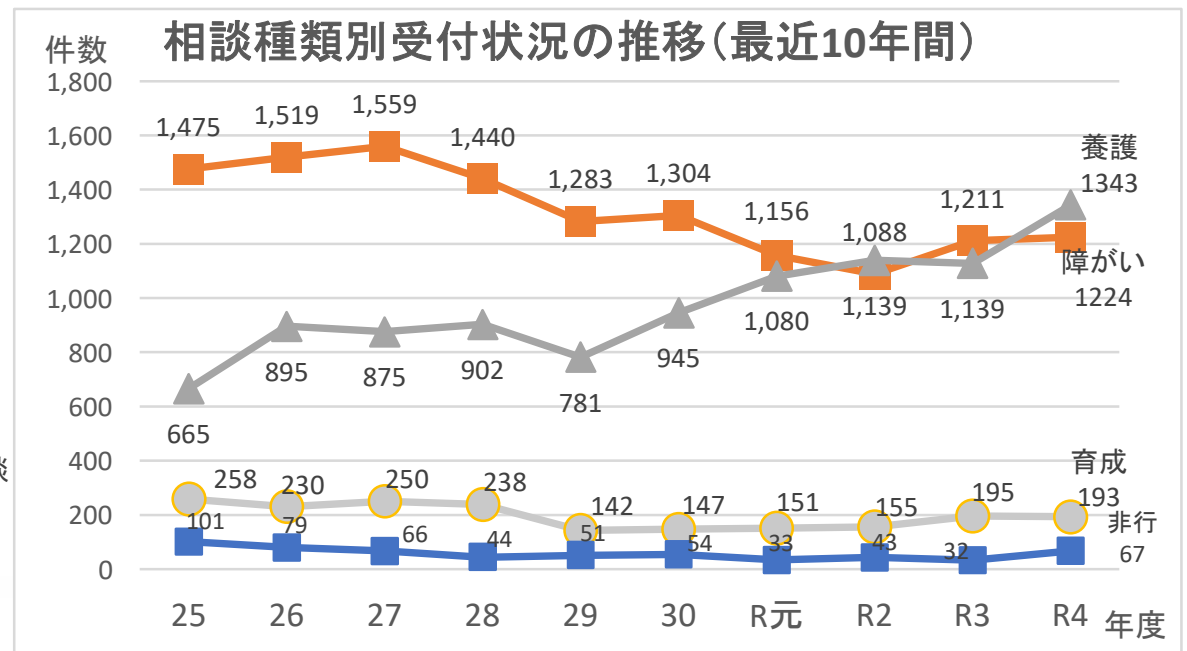
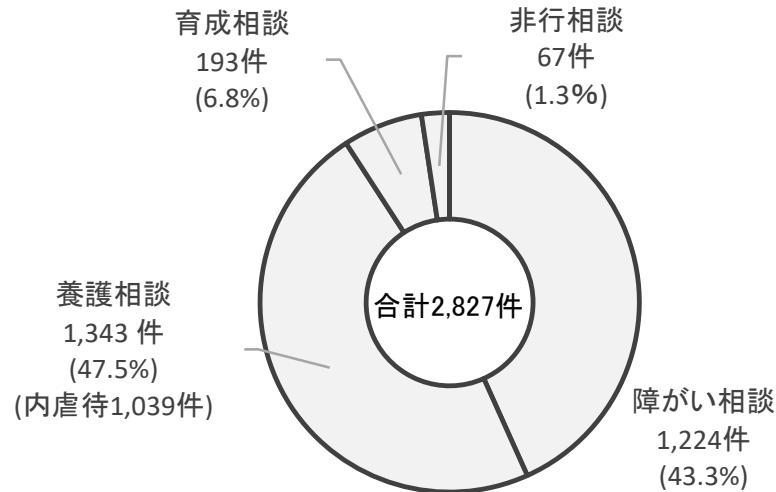
非行相談 : 窃盗や暴力等の触法行為を行ったり、またその行為をするおそれがある子どもの相談

育成相談 : 不登校、性格行動上の問題等に関する相談

令和4年度の相談受付総件数は、中央児童相談所2,191件、南部児童相談所356件、西部児童相談所280件、合計2,827件で、前年度の2,565件と比較して262件増加しています。

種類別の内訳は、養護相談が最も多く、全受付数の47.5%を占めており、次いで、障がい相談が43.3%を占めています。

相談種類別受付件数(令和4年度)



4 児童虐待相談対応件数

(1) 全国の状況

○令和4年度中に、全国232か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は219,170件(速報値)で、過去最多。

※ 対前年度比+5.5%(11,510件の増加)(令和3年度:対前年度比+1.3%(2,616件の増加))

【主な傾向】

- ・ 心理的虐待に係る相談対応件数の増加(令和3年度:124,724件→令和4年度:129,484件(+4,760件))
- ・ 警察等からの通告の増加(令和3年度:103,104件→令和4年度:112,965(+9,861件))
- ・ 関係機関の児童虐待防止に対する意識や感度が高まり、関係機関からの通告が増えている。



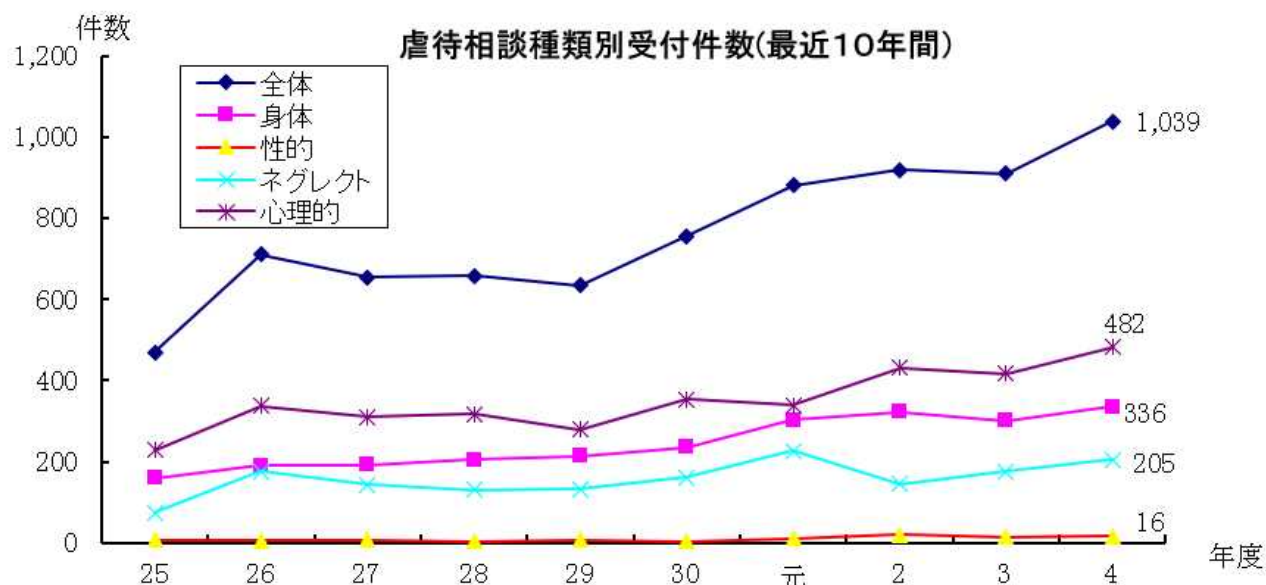
(2) 徳島県の状況

徳島県こども女性相談センター(中央・南部・西部)における
 令和4年度の児童虐待相談対応件数は、**1,039件**(過去最多)
 (統計開始の平成2年度以降、1,000件超 初)

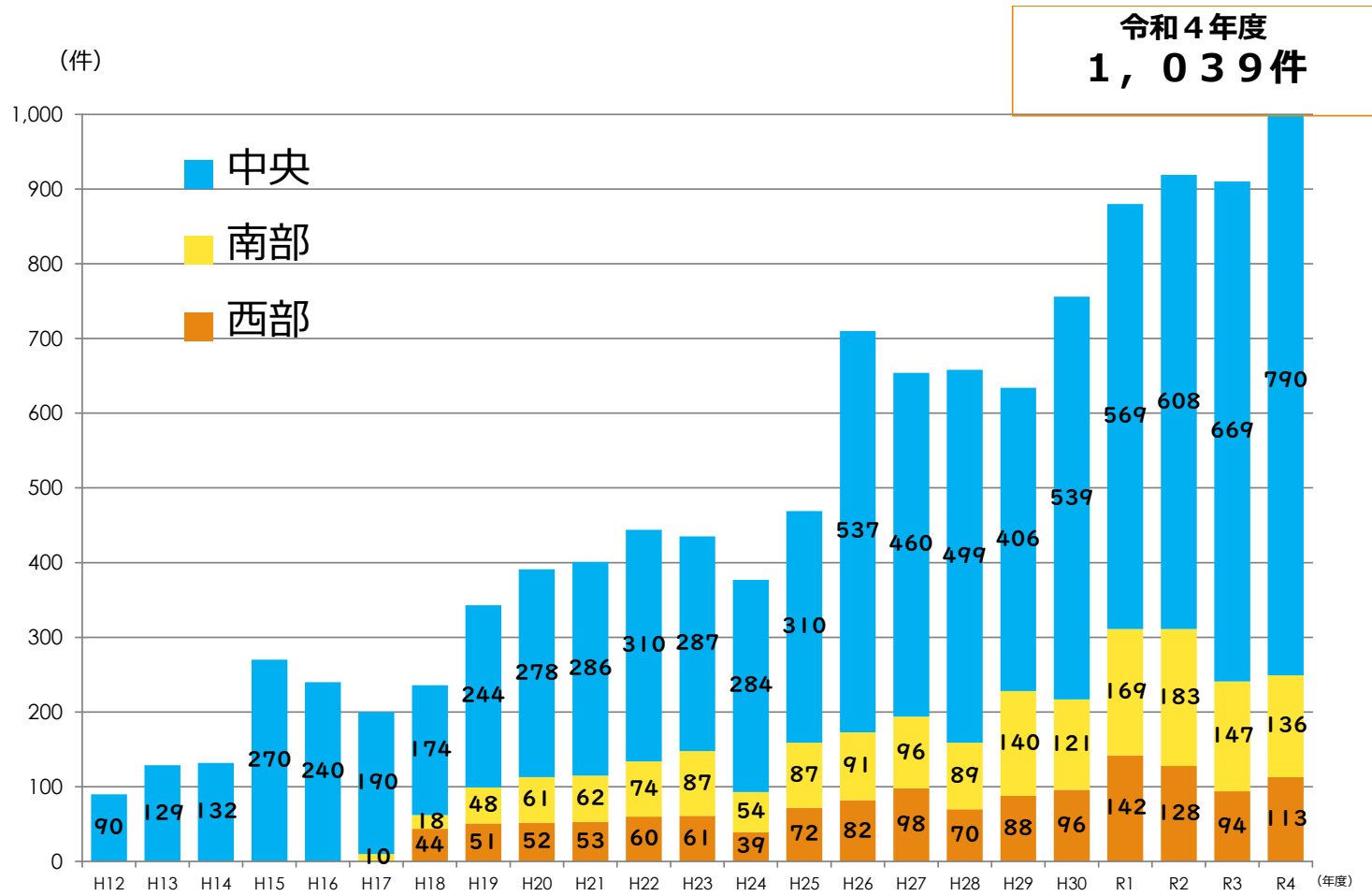
(単位: 件)

| 年度 | 徳島県 | (内 訳) | | | | 全国 |
|--------|-------|-------|------|-----|-------|---------|
| | | 身体的虐待 | 性的虐待 | 初以外 | 心理的虐待 | |
| 令和4年度 | 1,039 | 336 | 16 | 205 | 482 | 219,170 |
| 令和3年度 | 910 | 302 | 15 | 176 | 417 | 207,659 |
| 令和2年度 | 919 | 322 | 20 | 146 | 431 | 205,029 |
| 令和元年度 | 880 | 303 | 11 | 226 | 340 | 193,780 |
| 平成30年度 | 756 | 236 | 4 | 162 | 354 | 159,838 |

※ は、過去最多件数

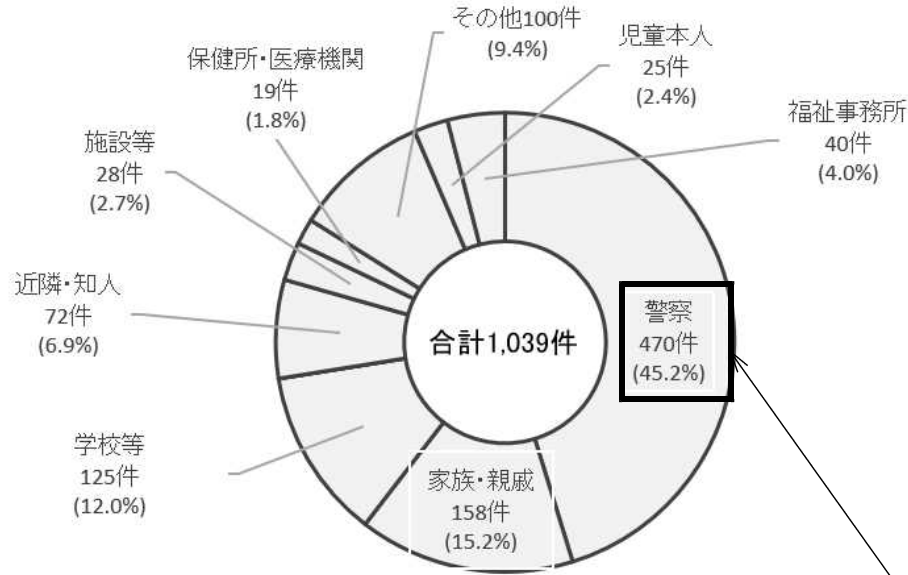


○ 児童相談所（中央・南部・西部）圏域別推移

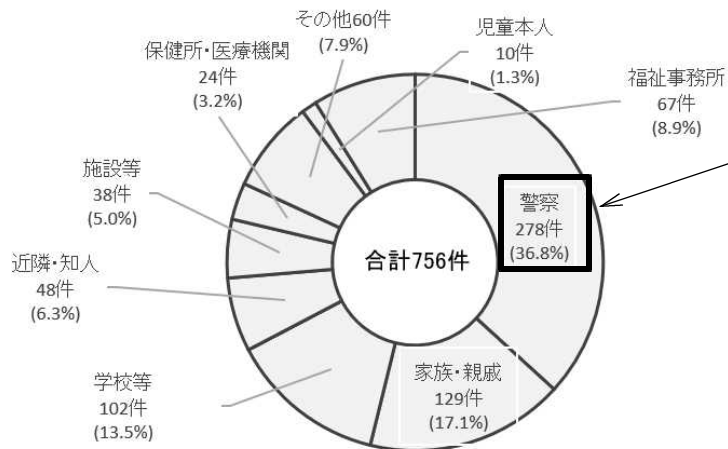


○ 経路別・年齢別（令和4年度⇔平成30年度）

経路別受付件数(令和4年度)

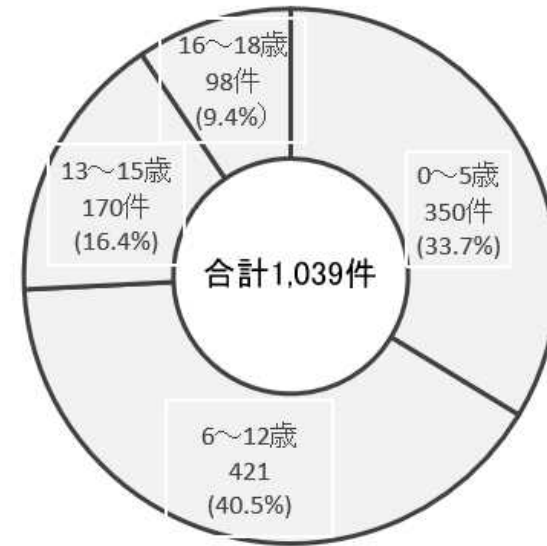


経路別受付件数(平成30年度)

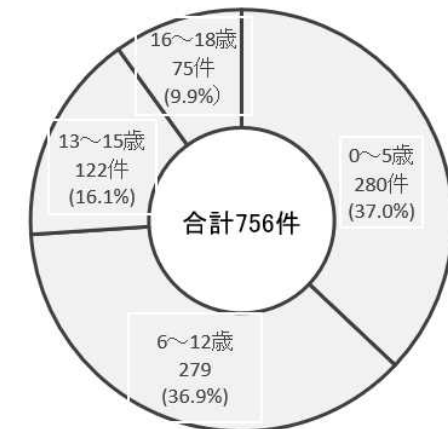


経路別
警察 192件増加
(R30: 278件 → R4: 470件)

年齢別受付件数(令和4年度)



年齢別受付件数(平成30年度)



令和4年度 児童虐待相談対応の内訳（徳島県）

| | | |
|--------|--------|----|
| 相談対応件数 | 1,039件 | ※1 |
| 一時保護 | 231件 | ※2 |
| 施設入所等 | 40件 | ※3 |



| 内訳 | | | | | | | |
|---------------|-----|-----------|----|-------------|----|-------------|-----|
| 児童養護施設 29件 | | 乳児院 2件 | | 里親委託等 2件 | | その他施設 7件 | |
| 令和3年度 | 28件 | 令和3年度 | 5件 | 令和3年度 | 8件 | 令和3年度 | 7件 |
| 令和2年度 | 16件 | 令和2年度 | 1件 | 令和2年度 | 1件 | 令和2年度 | 10件 |
| 令和元年度 | 32件 | 令和元年度 | 5件 | 令和元年度 | 2件 | 令和元年度 | 10件 |
| 平成30年度 | 39件 | 平成30年度 | 7件 | 平成30年度 | 2件 | 平成30年度 | 7件 |

※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）

※2 令和4年度中の一時保護件数（延べ件数）虐待相談以外も含むことに留意

※3 児童虐待を要因として、施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）

5 児童福祉司等専門職員の配置等について

(1) 児童相談所の専門職配置の推移

○児童福祉司、児童心理司、保健師等

| 専門職名／年度 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 児童福祉司 | 25 | 28 | 34 | 40 | 43 |
| スーパーバイザー | (5) | (5) | (5) | (4) | (6) |
| 児童心理司 | 10 | 11 | 12 | 14 | 14 |
| スーパーバイザー | — | — | — | (2) | (2) |
| 保健師 | (1) | (1) | (1) | 3 | 3 |
| 嘱託医 | 9 | 9 | 9 | 9 | 9 |

※R5年6月1日時点（R元年は5月1日時点）

※児童福祉司スーパーバイザー及び保健師の（ ）内は児童福祉司の内数

※児童心理司スーパーバイザーの（ ）内は児童心理司の内数

○弁護士配置

- ・H28年10月
中央こども女性相談センターに「児童相談所 嘱託弁護士」3名を配置
- ・H29年4月～
4名配置（中央2名、南部1名、西部1名）

(2) 児童福祉司の勤務年数

厚生労働省の全国調査によると、令和3年4月1日時点において、児童福祉司の勤務経験が3年未満の割合が約51%となっており、本県の児童福祉司の経験年数が3年未満の職員の割合は、令和5年6月1日時点において55.8%と、高い水準にある。

○勤務年数別児童福祉司配置状況

| 経験年数／年度（4/1時点） | R1 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 経験年数1年未満 | 1 | 12 | 8 | 7 | 10 |
| 経験年数1年以上3年未満 | 9 | 3 | 11 | 12 | 14 |
| 経験年数3年以上5年未満 | 5 | 6 | 6 | 6 | 7 |
| 経験年数5年以上10年未満 | 7 | 6 | 5 | 10 | 7 |
| 経験年数10年以上 | 3 | 1 | 4 | 5 | 5 |
| 児童福祉司配置数計 | 25 | 28 | 34 | 40 | 43 |
| 経験年数3年未満の割合 | 40.0% | 53.6% | 55.8% | 47.5% | 55.8% |

6 一時保護所の現状について

(1) 一時保護所とは

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置去り、非行などの理由によりこどもを一時的に保護するための施設

(2) 一時保護所の設置状況

全国に152か所設置(令和5年4月1現在)

(3) 一時保護の趣旨

一時保護は、緊急保護やアセスメントのために実施するものであり、その期間は、生活場面でこどもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながらこどもや家族に対する支援内容を検討し、方針を決める期間となる。

閉鎖的環境で保護する期間は、こどもの権利擁護の観点から、こどもの安全確保やアセスメントに要する必要最小限とする必要がある。

(4) 一時保護の具体例

①緊急保護

ア 棄児、家出したこども等現に適切な保護者又は宿所がないために緊急にそのこどもを保護する必要がある場合

イ 虐待、放任等の理由によりそのこどもを家庭から一時引き離す必要がある場合

ウ こどもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

②行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

③短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又はこどもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適當であると判断される場合

(5) 県内の一時保護所について（中央こども女性相談センター）

県内の一時保護所は、中央こども女性相談センター併設の1カ所のみである。

①設置概要

場所：中央こども女性相談センターに併設

定員：12名（男子6名・女子6名）

居室：3名定員×4部屋 ※平成30年度予備個室2室を増築

②職員構成（児童処遇）

職員数 23名（会計年度任用職員を含む） R5.4.1時点

- ・保育士
- ・児童自立支援専門員
- ・児童福祉職採用職員
- ・教員 等

(6) 一時保護施設の設備・運営に関する基準（案）

一時保護は、こどもにとって不安の強い状況であり、より手厚い対応が必要となることから、令和4年6月決定の改正児童福祉法により、国が新たに「一時保護施設の設備・運営基準」を策定し、都道府県は、今後、条例で基準を定めることとされた。

<主な内容>

- ①一時保護施設の第三者評価
- ②児童の権利擁護
- ③児童の健康状態の把握
- ④設備基準（ユニット整備、小学生以上個室等）
- ⑤職員配置基準（3：1配置、看護師、心理療法担当職員、学習指導員数）
- ⑥管理者、指導教育担当職員
- ⑦児童の教育（できるかぎり希望に応じ就学等に努める。）
- ⑧夜間の職員配置（職員2名以上）

一時保護の現状と推移

- ◆過去10年間で、一時保護児童数は、1.43倍(H24:161人→R4:231人)、一時保護延べ日数は、2.80倍(H24:2,422日→R4:6,770日)に増加。
- ◆一時保護所(※1)児童数は横ばい、1人あたり平均日数は2.10倍(H24:14.2日(1,417/100)→R4:29.8日(3,132/105))
- ◆一時保護委託(※2)児童数は、2.07倍(H24:61人→R4:126人)。一時保護委託割合(H24:37.9%→R4:54.5%)、平均委託日数(H24:16.5日→R4:28.9日)ともに増加。

| | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 一時保護児童数 | 161 | 196 | 167 | 185 | 197 | 169 | 216 | 186 | 161 | 179 | 231 |
| 一時保護延べ日数 | 2,422 | 2,551 | 3,323 | 3,943 | 3,213 | 2,829 | 5,573 | 3,921 | 5,673 | 5,483 | 6,770 |
| うち保護所児童数 | 100 | 125 | 123 | 137 | 130 | 103 | 109 | 111 | 91 | 98 | 105 |
| うち保護所延べ日数 | 1417 | 1812 | 2,252 | 2,748 | 2,064 | 1,692 | 2,824 | 2,585 | 2,978 | 2,837 | 3,132 |
| うち委託児童数 | 61 | 71 | 44 | 48 | 67 | 66 | 107 | 75 | 70 | 81 | 126 |
| うち委託延べ日数 | 1,005 | 739 | 1,071 | 1,195 | 1,149 | 1,137 | 2,749 | 1,336 | 2,695 | 2,646 | 3,638 |
| 一時保護委託割合 | 37.9% | 36.2% | 26.3% | 25.9% | 34.0% | 39.1% | 49.5% | 40.3% | 43.5% | 45.3% | 54.5% |
| 平均委託日数 | 16.5 | 10.4 | 24.3 | 24.9 | 17.1 | 17.2 | 25.7 | 17.8 | 38.5 | 32.7 | 28.9 |

※1 一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、

虐待、置去り、非行などの理由によりこどもを一時的に保護するための施設

※2 虐待を受けたこどもの一時保護は、「児童相談所が一時保護所で実施する場合」と、「児童養護施設等に委託して実施する場合」がある。

7 児童福祉関係施設一覧

(1) 児童養護施設

| 施設の名 称 | 設 置 主 体 | 定 員 | 所 在 地 |
|---------|------------------|---------|------------------|
| 阿波国慈恵院 | 社会福祉法人 阿波国慈恵院 | 人 90 | 徳島市福島1-6-62 |
| 徳島児童ホーム | 社会福祉法人 矯風会 | 60 | 徳島市川内町大松837番1 |
| 常楽園 | 社会福祉法人 常楽園 | 40 | 徳島市国府町西矢野字源田780 |
| 鳴門子ども学園 | 社会福祉法人 寿福祉会 | 30 | 鳴門市里浦町里浦字坂田415-1 |
| たちばな学苑 | 財団法人 たちばな学苑 | 40 | 阿南市宝田町井関154-3 |
| 宝田寮 | 社会福祉法人 宝田寮 | 50 | 阿南市羽ノ浦町中庄ミタテ3 |
| 加茂愛育園 | 社会福祉法人 愛泉会 | 30 | 三好郡東みよし町加茂2040 |

(2) 福祉型障がい児入所施設

| 施設の名 称 | 設 置 主 体 | 定 員 | 所 在 地 |
|-------------------------------------|----------------------|---------|-------------------|
| 障害児入所施設 未 | 社会福祉法人 徳島県社会福祉事業団 | 人 60 | 徳島市国府町中369-1 |
| 池田学園 | 社会福祉法人 池田博愛会 | 40 | 三好市池田町州津井関1104-11 |
| 障害者地域生活 自立支援センター 「ばんそうS&S」児童部 | 社会福祉法人 柏涛会 | 10 | 海部郡美波町北河内本村344-1 |

(3) 児童発達支援センター

| 施設の名 称 | 設 置 主 体 | 定 員 | 所 在 地 |
|--------------------|------------------|---------|-------------------|
| 児童発達支援センター めだか | 社会福祉法人 大麻福祉の町 | 人 30 | 小松島市横須町11-7 |
| ねむのき | 社会福祉法人 仁栄会 | 30 | 板野郡松茂町広島嶽の先23-1 |
| 児童発達支援センター すぎのこ | 社会福祉法人 池田博愛会 | 30 | 三好市池田町州津井関1104-11 |

(4) 医療型障がい児入所施設

| 施設の名 称 | 設 置 主 体 | 定 員 | 所 在 地 |
|-----------------------------|-----------------|----------|--------------|
| 徳島赤十字ひのみね医療療 育センター附属支援施設 | 日本赤十字社 徳島県支部 | 人 140 | 小松島市中田町新開4-1 |

(5) 指定医療機関

| 施設の名 称 | 設 置 主 体 | 定 員 | 所 在 地 |
|-----------|------------------|----------|-----------------|
| 東徳島医療センター | 独立行政法人 国立病院機構 | 人 156 | 板野郡板野町大寺字大向北1-1 |
| 徳島病院 | 独立行政法人 国立病院機構 | 12 | 吉野川市鴨島町敷地1354 |

(6) 乳児院

| 施設の名 称 | 設 置 主 体 | 定 員 | 所 在 地 |
|----------------------------|-----------------|---------|--------------|
| 徳島赤十字ひのみね医療療 育センター附属乳児院 | 日本赤十字社 徳島県支部 | 人 45 | 小松島市中田町新開2-2 |

(7) 児童自立支援施設

| 施設の名 称 | 設 置 主 体 | 定 員 | 所 在 地 |
|--------|---------|---------|---------------|
| 徳島学院 | 徳島県 | 人 24 | 鳴門市大麻町板東字広塚35 |

8 改正児童福祉法について

(1) 一時保護所の環境改善

一時保護は、こどもにとって不安の強い状況であり、より手厚い対応が必要となることから、新たに「一時保護施設の設備・運営基準」を策定し、県は、今後、条例で基準を定めることとされた。

(2) 民間との協働による体制強化

①親子関係再構築支援事業

虐待をはじめとする様々な養育上の課題や問題により傷ついた親子関係の修復や再構築の取組の重要性に鑑み、児童相談所における再構築支援が法定事業化された。

②里親支援センター

里親に関する広報啓発や研修等や、里親や委託される児童等に対して伴走型の支援を行い、里親と児童のマッチングや里親の養育の計画作成、里親や委託児童等への相談支援等の里親支援事業を包括的に実施する「里親支援センター」が創設され、児童福祉施設に位置づけられた。

(3) 困難を抱える妊産婦等への支援強化

困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事の提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う「妊産婦等生活援助事業」が創設された。

(4) こどもの意見聴取等の仕組みの整備

児童相談所長等が行う在宅指導、里親委託、施設入所等の措置、一時保護の決定、解除、更新等の際に、こどもの意見聴取等を行うこととし、また、「こどもの意見表明等支援事業」を制度に位置づけ、児童福祉審議会等による調査審議・意見具申など、県は、こどもの権利擁護にかかる環境整備に努めることとされた。

(5) 一時保護開始時の司法審査の導入（R7年度施行）

一時保護の判断の適正性や手続きの透明性の確保のため、一時保護開始時の司法審査を導入された。

(6) 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上

児童相談所や市町村等における相談支援等の質の向上を図る観点から、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司の任用要件の1つとして位置づけられた。

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）